

# 投資信託説明書(交付目論見書)

2013年12月4日

## ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)

追加型投信／国内／債券

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



### 大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]  
大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]  
三井住友信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年12回 (毎月)	日本	ファミリー ファンド

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	12兆952億27百万円
	(平成25年9月末現在)

- 本文書により行なう「ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成25年6月4日に関東財務局長に提出しており、平成25年6月5日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

わが国の国債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

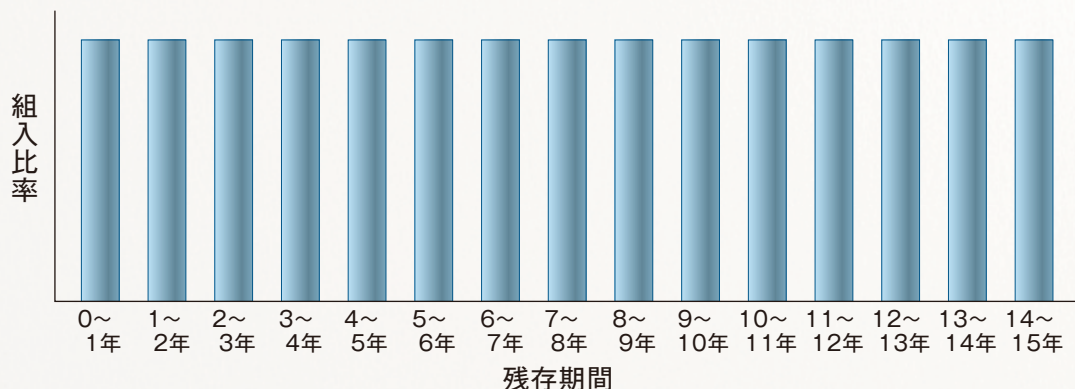
## ファンドの特色

# 1

わが国の国債に投資し、  
残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く  
確保することをめざして運用を行ないます。

■原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。このような運用手法を**等金額投資(ラダー型運用)**といいます。

### ● 残存期間ごとの組入イメージ ●



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

### ● 日本国債について ●

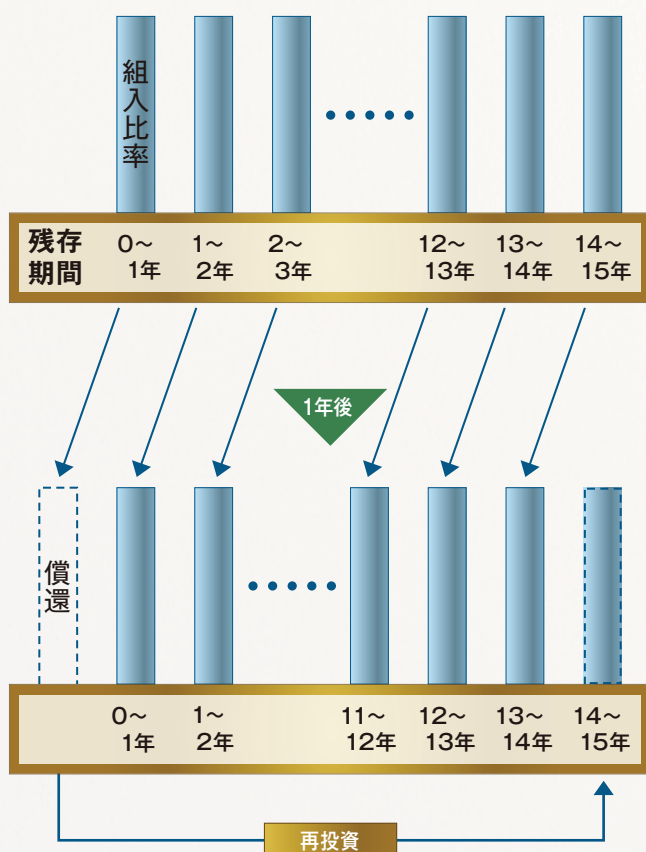
- ・国が発行し、利金および償還金の支払いを行なう債券です。したがって、国内債券の中で、**信用力は高く、利金および償還金の支払いの確実性は高い**と考えられます。
- ・利金および償還金の支払いが円貨で行なわれるため、**為替変動リスクはありません。**
- ・一般に他の国内債券と比較して、銘柄当たりの発行量・流通量が多く、**流動性は高い**と考えられます。

# ファンドの目的・特色

## ● 等金額投資（ラダー型運用）について ●

債券の残存期間ごとに等金額の投資を行ない、常にラダー（はしご）の形の満期構成になるようにする運用手法です。

### 等金額投資のイメージ



※上記は一般的な特徴を示したものであり、等金額投資が最善であることを意味するものではありません。  
また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

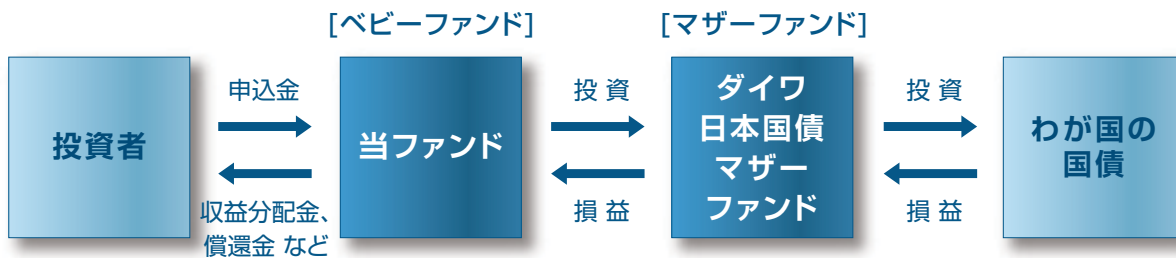
### 等金額投資の主な特徴

- ・金利変動や利回り水準は、債券の残存期間により異なります。短期から長期までの残存期間の異なる債券に投資することにより、**金利変動に対するリスクを分散できる**と考えられます。
- ・保有債券の償還が行なわれるつど、その償還金を、長期債に再投資します。**一般に長期債は短期債と比較して利回りは高い傾向があります。**

### 〈ファンドの仕組み〉

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位(信託財産の純資産総額の90%程度以上)に維持することを基本とします。
- ・マザーファンドにおいて、国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- ・運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

# ファンドの目的・特色

## 2

毎月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

### 〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、上記にかかわらず今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮したうえで分配を付加することがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

### ● 収益分配のイメージ ●



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

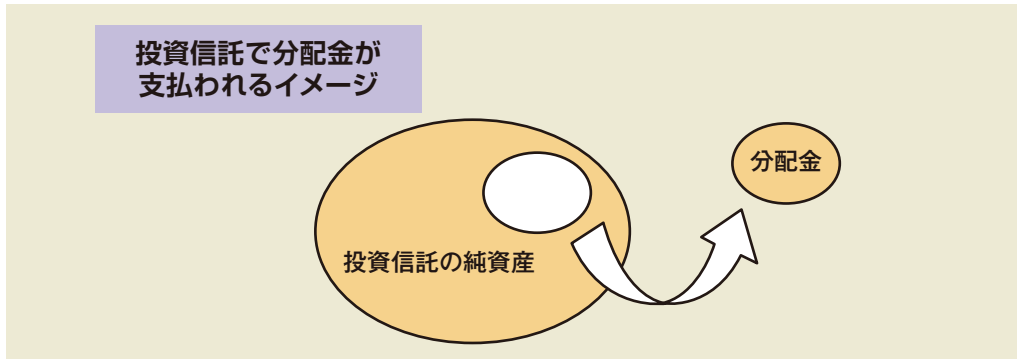
### 〈主な投資制限〉

- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

# 追加的記載事項

## [収益分配金に関する留意事項]

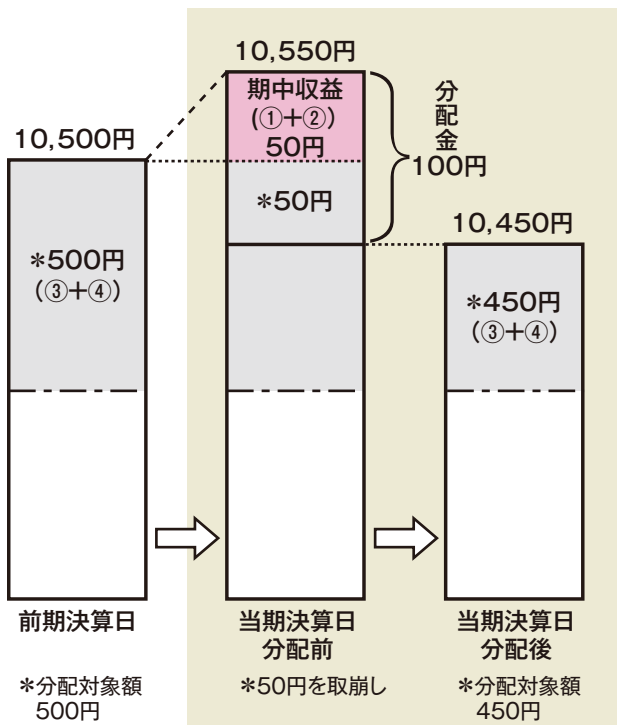
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



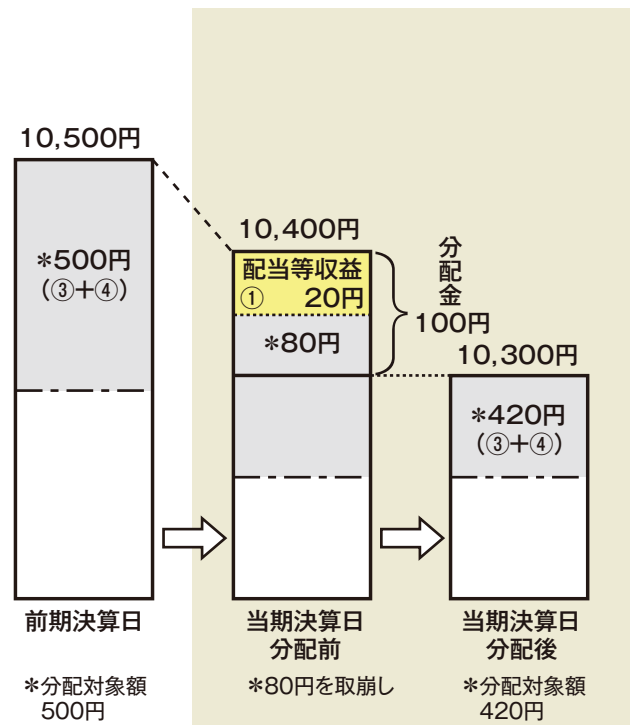
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### (前期決算日から基準価額が上昇した場合)



#### (前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

(注) 「手続・手数料等」の「〈税金〉」の部分にイメージ図を記載。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### ● 主な変動要因 ●

#### 公社債の価格変動

(価格変動リスク)  
(信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### その他

解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。



# 運用実績

2013年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	10,291円
純資産総額	2,958億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.5%
3カ月間	1.2%
6カ月間	-0.3%
1年間	1.4%
3年間	4.5%
5年間	11.4%
設定来	17.3%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 240円 設定来分配金合計額: 1,355円

決算期	第75期	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期	第85期	第86期
	12年10月	12年11月	12年12月	13年1月	13年2月	13年3月	13年4月	13年5月	13年6月	13年7月	13年8月	13年9月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

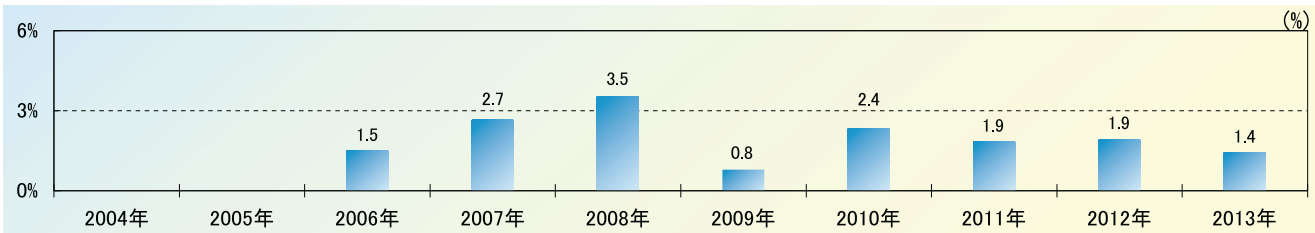
資産別構成	銘柄数	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位10銘柄	利率(%)	償還日	比率	
国内債券	47	99.3%	直接利回り(%)	2.5	44 20年国債	2.500	2020/03/20	4.2%
国内債券先物	-	-	最終利回り(%)	0.5	38 利付国債20年	2.700	2018/03/20	4.2%
ユーロ・ローン、その他		0.7%	修正デュレーション	7.0	33 利付国債20年	3.800	2016/09/20	3.6%
合計	47	100.0%	残存年数	7.7	27 利付国債20年	5.000	2014/09/22	3.6%
債券種別構成		比率	格付別構成	比率	43 20年国債 <td>2.900</td> <td>2019/09/20</td> <td>3.6%</td>	2.900	2019/09/20	3.6%
国債		99.3%	AAA	-	101 20年国債	2.400	2028/03/20	3.6%
			AA	100.0%	70 20年国債	2.400	2024/06/20	3.4%
			A	-	28 利付国債20年	5.000	2015/03/20	3.4%
			BBB	-	34 利付国債20年	3.500	2017/03/20	3.2%
			BB	-	29 利付国債20年	4.200	2015/09/21	3.2%
合計		99.3%	合計	100.0%	合計			35.9%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2006年は設定日(6月12日)から年末、2013年は9月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	平成25年6月5日から平成26年6月3日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信託期間	無期限(平成18年6月12日当初設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月10日(休業日の場合翌営業日)
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	1兆円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ( <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎年3月および9月の計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

## ファンドの費用・税金

### ● ファンドの費用 ●

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 <b>1.05%*(税抜1.0%)</b> です。 *消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、 <b>1.08%</b> となります。)
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に対して<b>年率0.735%*1(税抜0.7%)以内</b>                  ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。                  前記の運用管理費用(年率)は、每期、前計算期間終了日における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。                  新発10年国債の利回りが</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 2%未満の場合</td> <td>……………</td> <td>年率0.315%*2(税抜0.3%)</td> </tr> <tr> <td>ロ. 2%以上3%未満の場合</td> <td>………</td> <td>年率0.420%*2(税抜0.4%)</td> </tr> <tr> <td>ハ. 3%以上4%未満の場合</td> <td>………</td> <td>年率0.525%*2(税抜0.5%)</td> </tr> <tr> <td>ニ. 4%以上5%未満の場合</td> <td>………</td> <td>年率0.630%*2(税抜0.6%)</td> </tr> <tr> <td>ホ. 5%以上の場合</td> <td>……………</td> <td>年率0.735%*2(税抜0.7%)</td> </tr> </table>	イ. 2%未満の場合	……………	年率0.315%*2(税抜0.3%)	ロ. 2%以上3%未満の場合	………	年率0.420%*2(税抜0.4%)	ハ. 3%以上4%未満の場合	………	年率0.525%*2(税抜0.5%)	ニ. 4%以上5%未満の場合	………	年率0.630%*2(税抜0.6%)	ホ. 5%以上の場合	……………	年率0.735%*2(税抜0.7%)																							
	イ. 2%未満の場合	……………	年率0.315%*2(税抜0.3%)																																				
ロ. 2%以上3%未満の場合	………	年率0.420%*2(税抜0.4%)																																					
ハ. 3%以上4%未満の場合	………	年率0.525%*2(税抜0.5%)																																					
ニ. 4%以上5%未満の場合	………	年率0.630%*2(税抜0.6%)																																					
ホ. 5%以上の場合	……………	年率0.735%*2(税抜0.7%)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>運用管理費用の 配分</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前イ. の場合</td> <td>年率0.11%(税抜)</td> <td>年率0.16%(税抜)</td> <td>年率0.03%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>前ロ. の場合</td> <td>年率0.15%(税抜)</td> <td>年率0.22%(税抜)</td> <td>年率0.03%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>前ハ. の場合</td> <td>年率0.19%(税抜)</td> <td>年率0.27%(税抜)</td> <td>年率0.04%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>前ニ. の場合</td> <td>年率0.23%(税抜)</td> <td>年率0.33%(税抜)</td> <td>年率0.04%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>前ホ. の場合</td> <td>年率0.27%(税抜)</td> <td>年率0.38%(税抜)</td> <td>年率0.05%(税抜)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。                  *1 消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、<b>年率0.756%</b>となります。)                  *2 消費税率に応じて変更となることがあります(消費税率が8%になった場合は、以下の率となります。)                  新発10年国債の利回りが</p> <table border="0"> <tr> <td>イ. 2%未満の場合</td> <td>……………</td> <td>年率0.324%</td> </tr> <tr> <td>ロ. 2%以上3%未満の場合</td> <td>………</td> <td>年率0.432%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 3%以上4%未満の場合</td> <td>………</td> <td>年率0.540%</td> </tr> <tr> <td>ニ. 4%以上5%未満の場合</td> <td>………</td> <td>年率0.648%</td> </tr> <tr> <td>ホ. 5%以上の場合</td> <td>……………</td> <td>年率0.756%</td> </tr> </table>	運用管理費用の 配分	委託会社	販売会社	受託会社	前イ. の場合	年率0.11%(税抜)	年率0.16%(税抜)	年率0.03%(税抜)	前ロ. の場合	年率0.15%(税抜)	年率0.22%(税抜)	年率0.03%(税抜)	前ハ. の場合	年率0.19%(税抜)	年率0.27%(税抜)	年率0.04%(税抜)	前ニ. の場合	年率0.23%(税抜)	年率0.33%(税抜)	年率0.04%(税抜)	前ホ. の場合	年率0.27%(税抜)	年率0.38%(税抜)	年率0.05%(税抜)	イ. 2%未満の場合	……………	年率0.324%	ロ. 2%以上3%未満の場合	………	年率0.432%	ハ. 3%以上4%未満の場合	………	年率0.540%	ニ. 4%以上5%未満の場合	………	年率0.648%	ホ. 5%以上の場合	……………	年率0.756%
運用管理費用の 配分	委託会社	販売会社	受託会社																																				
前イ. の場合	年率0.11%(税抜)	年率0.16%(税抜)	年率0.03%(税抜)																																				
前ロ. の場合	年率0.15%(税抜)	年率0.22%(税抜)	年率0.03%(税抜)																																				
前ハ. の場合	年率0.19%(税抜)	年率0.27%(税抜)	年率0.04%(税抜)																																				
前ニ. の場合	年率0.23%(税抜)	年率0.33%(税抜)	年率0.04%(税抜)																																				
前ホ. の場合	年率0.27%(税抜)	年率0.38%(税抜)	年率0.05%(税抜)																																				
イ. 2%未満の場合	……………	年率0.324%																																					
ロ. 2%以上3%未満の場合	………	年率0.432%																																					
ハ. 3%以上4%未満の場合	………	年率0.540%																																					
ニ. 4%以上5%未満の場合	………	年率0.648%																																					
ホ. 5%以上の場合	……………	年率0.756%																																					
その他の費用・ 手数料	<p>監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。                  ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>																																						

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

# 手続・手数料等

## ● 税金 ●

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	<b>配当所得として課税</b> (注1) 普通分配金に対して10.147%(注2)
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	<b>譲渡所得として課税</b> (注1) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%(注2)

(注1) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

(注2) 平成26年1月1日から、税率は20.315%となります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。

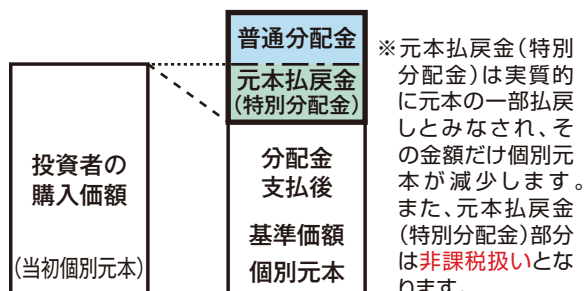
NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※上記は、平成25年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

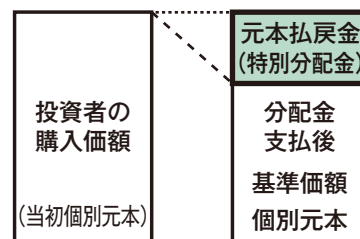
※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



### (分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。